

作成年月日 令和6年2月22日
作成部隊 那覇駐屯地業務隊
(駐屯地カウンセラー)

「部外カウンセラー招へい役務」仕様書

1 目的

部外カウンセラーを招へいし、隊務以外の社会一般的な相談への対応できる態勢を確立させ、隊員の健全性維持に寄与する。

2 適用範囲

本仕様書は、那覇駐屯地、各分屯地及び航空自衛隊那覇基地（第15ヘリコプター隊地区）における部外カウンセリング部外委託について規定する。

3 用語の定義

本仕様書で用いる講師とは、当該契約に基づき、指定された場所においてカウンセリングを実施する契約相手方をいう。

4 場所等

那覇駐屯地、及び航空自衛隊那覇基地（第15ヘリコプター隊地区）

5 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

6 役務に関する要求事項

隊員に対し、心の悩みの軽減緩和を図るため、以下に示す内容及び時間で、カウンセリング部外委託を行うものとする。

(1) 役務内容

ア 委託者

講師：1名

イ 相談者：那覇駐屯地、各分屯地、第15ヘリコプター隊及び沖縄地方協力本部に所属する隊員及びその家族等（希望者）

(2) 実施時間等

256時間（細部は別紙による）

7 資格等

(1) 講師は、次の資格いずれかを有する者とする。

ア 臨床心理士

イ 公認心理士

ウ 産業カウンセラー

(2) 期間を通じ同一の講師とするものの、対応できない場合は、事前に官側と調整すること。

8 その他の指示

(1) 秘密保全

講師は、この契約により知り得た那覇駐屯地、各分屯地及び航空自衛隊那覇基地（第15ヘリコプター隊地区）に関する知識情報を漏洩、または他に転用してはならない。

(2) 施設等の立ち入り

事前に那覇駐屯地、及び航空自衛隊那覇基地警衛所において立ち入り申請を行い、許可を受けるものとする。

(3) 個人情報の取り扱い

個人情報の漏洩防止のため、適切な処置をとるものとする。

履行場所

駐分屯地名	住 所	実施回数（時間）
那覇駐屯地	沖縄県那覇市鏡水679	10回（40時間）
那覇基地 （ヘリ隊地区）	沖縄県那覇市当間301	10回（40時間）
八重瀬分屯地	沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛2608	10回（40時間）
知念分屯地	沖縄県南城市知念1177-2	8回（32時間）
勝連分屯地	沖縄県うるま市勝連内間2530	10回（40時間）
白川分屯地	沖縄県沖縄市白川119	8回（32時間）
南与座分屯地	沖縄県島尻郡八重瀬町安里5.6.9	8回（32時間）

※ 各1回を4時間実施する。細部は分屯地及びヘリ隊担当者との日程調整による。